

# 仕様書

## 1 通則

受託者はアマモ再生事業業務委託として、この仕様書に基づいて誠実に業務を遂行しなければならない。

## 2 委託業務内容

受託者は委託者の指示に従い、次に掲げる委託業務を行わなければならない。

### (1) 本業務の目的

アマモは赤潮の原因となるリンや窒素などの栄養塩を吸収し生育することから水質浄化を促進、光合成により酸素を作り出すことで生物の生息環境を改善するため稚魚や稚貝が集まることが期待できる。アマモ場を増やすことで後年には浜名湖の本来の姿を取り戻し、主にアサリの漁獲量増加を目的とする。

### (2) 業務内容

ア アマモは赤潮の原因となるリンや窒素などの栄養塩を吸収し生育することから水質浄化を促進し、光合成により酸素を作り出すことで生物の生息環境を改善するため稚魚や稚貝が集まることからアマモ再生事業業務委託を委託する。

イ 浜松市中央区村櫛町 5747 番地地先の庄内半島西側海岸の水域 5,000 m<sup>2</sup>にアマモの植栽を行う。そのために行う種苗生産、竹杭・網設置、苗付けや調査、管理等一切の業務を行うこと。

### (3) 成果品

業務完了報告書及び事業の遂行上作成した記録をまとめた事業報告書として取りまとめ、それを収めた電子データ (CD-R) 1 枚

## 3 その他

### (1) 業務における質疑

受託者は、委託業務を行うにあたり疑義が生じたときは、その都度委託者の指示を受けなければならない。

### (2) 提供資料の扱い

本業務委託に基づき受託者が作成し、委託者に提供した資料、電子データ等については、委託者にその所有権が帰属するものとし、本業務委託契約終了後においても委託者が任意で活用できるものとする。